

富士市ごみ処理基本計画 2015-2024
概要版

平成 27 年 4 月
富士市

目 次

§ 1 構 想 編	1
Ⅰ 基本理念	1
Ⅱ 基本方針	1
Ⅲ 計画期間と目標設定方針	2
Ⅳ 前基本計画の概要と実施状況	3
1. 前基本計画の概要	3
(1) 目標	3
(2) 主な計画内容	3
2. 前基本計画の実施状況	4
(1) 目標値の達成状況	4
(2) 計画の実施状況	4
§ 2 計 画 編	6
第1章 地域の概要	6
第2章 現状と課題	7
1. ごみ処理事業の経緯	7
2. ごみ処理の流れ	8
3. ごみ処理の方法	9
4. ごみ排出量及び再資源化の実績	10
(1) 一般廃棄物総量	10
(2) 資源化量	11
5. ごみ処理の実績・状況（収集運搬、中間処理、最終処分）	12
(1) 収集方法の区分	12
(2) ごみ処理の実績	13
第3章 基本計画	15
第1節 計画の目標	15
1. 目標の設定方針	15
2. 目標値	16
第2節 計画の体系	17
第3節 個別計画	19
1. 発生・排出抑制計画	19
2. 収集運搬計画	23
3. 再資源化計画	23
4. 中間処理計画	24
5. 最終処分計画	25
6. 計画推進・進行管理計画	25
第4節 スケジュール	26

§ 1 構 想 編

I 基本理念

本市は、平成 25 年 6 月に世界遺産登録された富士山の麓にあり、より一層世界からの注目を集めるまちとなった。

雄大な富士山のもとで、市民・企業・行政の連携と協働により、自然環境の保全と産業の振興を両立させながら、安全で快適なまちづくりを進め、だれもが永く住み続けたいと思う魅力に満ちた都市を構築しなければならない。

本計画は、第五次富士市総合計画のめざす都市像「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」を実現するため、基本理念を「資源を有効に活用するごみのないまち」とする。

これは、市民、企業、行政が協働し、排出抑制、再使用、再資源化を徹底することで可能な限りごみをゼロに近づけていくまちをイメージするものとして設定するものである。

■基本理念

資源を有効に活用するごみのないまち

II 基本方針

富士市ごみ処理基本計画の基本方針は以下の通りとする。

1	長期的でグローバルな視野による計画づくり 長期的な視点と、グローバルな視野に立ち望ましいごみ処理の姿を明確にしていく。
2	循環型社会における効果的な資源化体制の構築 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会に転換した時代における、より望ましい資源化体制の構築を行っていく。 より徹底した省エネルギー社会を目指し、効率的な処理体制を目指す。
3	3Rの推進 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の優先順位の原則を守り、ごみ処理のあり方を考えていく。
4	ごみ量最小化への取組の推進 環境負荷が少なくかつ適正な処理を行うとともに、効率の良い方法による埋立処分量の最小化を行っていく。

Ⅲ 計画期間と目標設定方針

1. 計画期間

前回富士市ごみ処理基本計画（フジスマートプラン 21）は、平成 12 年度から平成 26 年度までの 15 ヶ年計画であったが、今回の計画については、廃棄物を取り巻く状況変化に対応しやすくするため、前回より短い 10 ヶ年計画（平成 27 年度～平成 36 年度）とする。

具体的な施策やスケジュールについては 5 年ごとに作成する前期及び後期実施計画によるものとするが、社会状況や廃棄物を取り巻く環境の変化に注視し、目標値や施策の見直しが必要となった場合は臨機応変に対応することとする。

計画基準年次	平成 26 年度
計画目標年次	平成 36 年度
計画期間	平成 27 年度～平成 36 年度

年 度										
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
計画策定年度（基準年度）	⇒	⇒	⇒	⇒	実施計画見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	計画目標年次・基本計画改定

2. 目標設定方針

目標の設定については、次の方針に基づいて設定する。

- ◇ 市民にわかりやすいものとする
- ◇ 計算が比較的容易にできる定量的な目標値を定める
- ◇ 他都市や国が一般に公表している数値データと同様のものとし、他都市との比較がしやすいものとする
- ◇ 市民と事業者がそれぞれ取り組むべき課題を示す

IV 前基本計画の概要と実施状況

1. 前基本計画の概要

(1) 目標

前回基本計画では、1人1日当たり排出量、資源化率及び1人1日当たり焼却量について、以下の数値目標を掲げた。

◆平成26年度における達成目標値

目標①：1人1日当たり排出量：860g/人日

目標②：資源化率：23%

目標③：1人1日当たり焼却量：640g/人日

①及び②はフジスマートプラン21後期実施計画において、①「920gから860gへ」、②「30%から23%へ」それぞれ修正されている。

(2) 主な計画内容

目標達成のための施策は、5分野に分類し以下の21施策の柱を設定した。

分野	21 施策の柱
発生・排出抑制計画	§1:市民の関心を高めるきっかけをつくります §2:環境とごみの学びの機会と場をつくります §3:自主的な活動ができる拠点をつくります §4:充実したエコ情報網をつくります §5:不法投棄やポイ捨てを減らし美しいまちをつくります §6:生ごみの家庭内処理を支援します §7:ウエス集団回収を継続支援します §8:ごみの流れを変える経済施策を検討します §9:エコ事業所認定制度を導入します §10:事業者同士のリサイクルを支援します §11:市が事業所に期待する取り組みを示します §12:事業系ごみの搬入抑制対策を継続・強化します §13:収集運搬許可業への市の姿勢を示します
収集運搬計画	§14:新たな分別収集開始により再資源化を進めます §15:収集運搬・処理体系を見直します §16:粗大ごみの収集方式を見直します
再資源化計画	§17:再資源化を民間委託により効率的に進めます
中間処理・最終処分計画	§18:安全で効率的な処理処分方針を定めます §19:施設整備を計画的に進めます
計画推進・進行管理計画	§20:計画を進めるための条例・制度を整えます §21:市民参加を呼びかけ継続的な改善を図ります

2. 前基本計画の実施状況

(1) 目標値の達成状況

平成 25 年度のごみの 1 人 1 日当たり排出量、資源化率及び 1 人 1 日当たり焼却量は、以下のとおりである。

1 人 1 日当たり排出量は目標達成、資源化率は達成困難、1 人 1 日当たり焼却量は達成困難となっている。

◆平成 26 年度における達成目標値	目標値(H26 年度)	実績値(H25 年度)
目標①：1 人 1 日当たり排出量	860g/人日	834g/人日
目標②：資源化率	23%	12.3%
目標③：1 人 1 日当たり焼却量	640g/人日	713g/人日

(2) 計画の実施状況

計画の実施状況と今後の方針は次に示す表のとおりとなっている。なお、検討結果の詳細は資料編「フジスマートプラン 21 の評価と今後の方針について」に掲載している。

計画の実施状況と今後の方針

施策の柱	具体的施策	実施状況	今後の方針
1 市民の関心を高めるきっかけをつくります	1-1スマートプラン21の周知徹底	△	○
	1-2各種キャンペーンの実施	○	○
	1-3スマートファミリー認定制度の導入	○	△
2 環境とごみの学びの機会と場をつくります	2-1ステップ方式の環境学習プログラムの確立	△	△
	2-2出前出張講座制度・人材バンク制度の確立・実施	○	△
	2-3教育機関等との連携事業の検討	○	○
3 自主的な活動ができる拠点をつくります	3-1広域的な啓発拠点整備と効率的運用	×	△
	3-2公共施設、観光施設、民間施設等の情報拠点化	○	○
4 充実したエコ情報網をつくります	4-1紙媒体の情報提供を拡充	○	○
	4-2ガイドブック・マニュアル機能を持つパンフ・リーフレットなどの作成	○	○
	4-3インターネットやCATV等を利用したコミュニケーション拡充	○	○
	4-4ふれあいを重視したコミュニケーションの継続	○	○
5 不法投棄やポイ捨てを減らし美しいまちをつくります	5-1不法投棄監視通報連絡網の整備	○	○
	5-2監視カメラやGPSなどを利用した対策の検討	△	×
	5-3関連担当部署や県などとの連携・協力による対策強化	○	○
6 生ごみの家庭内処理を支援します	6-1EMボカシ、機械式生ごみ処理機等助成の継続拡大	○	○
	6-2家庭における生ごみ処理ガイドブックの作成配布	○	○
7 ウェス集団回収を継続支援します	ウェス集団回収の支援継続	○	×

凡 例	
実施状況	○ 実施した
	△ 一部実施した
	×
今後の方針	○ 実施
	△ 実施を検討
	×

計画の実施状況と今後の方針

施策の柱	具体的施策	実施状況	今後の方針
8 ごみの流れを変える経済施策を検討します	8-1有料化導入前の課題の解消	○	○
	8-2有料化に対する市の姿勢の明確化	○	○
	8-3有料化に向けての研究・検討	○	○
9 エコ事業所認定制度を導入します	9-1エコ事業所認定基準の作成、制度の導入	△	○
	9-2自主的な取組に対する支援の実施	△	○
10 事業者同士のリサイクルを支援します	10-1古紙、生ごみ等の事業所間リサイクルネットワーク構築支援	×	△
	10-2事業所間不用品交換ネットワークの構築支援	×	×
11 市が事業所に期待する取組を示します	11-1多量排出事業所の一般廃棄物減量資源化計画書の提出義務化	○	○
	11-2責任者届出の義務化	○	○
	11-3提出計画のデータ処理と蓄積・ガイドライン作成・運用	×	○
	11-4中規模事業所の指針等作成	△	○
12 事業系ごみの搬入抑制対策を継続・強化します	12-1事業系ごみ受入料金の改定	○	○
	12-2事業系ごみ指定袋製の導入	×	△
	12-3抜き打ち検査と適正処理指導の継続・強化	○	○
13 収集運搬許可業への市の姿勢を示します	13-1許可業者との協力による分別徹底	○	○
	13-2市場競争原理を基本とした許可基準の策定・運用	×	×
14 新たな分別収集開始により再資源化を進めます	14-1現行の分別収集の継続	○	○
	14-2段階的な分別の細分化	○	△
15 収集運搬・処理体系を見直します	15-1収集・運搬体制の再構築	△	△
	15-2効率的な委託収集への段階的な移行	○	△
16 粗大ごみの収集方式を見直します	16-1粗大ごみの分別区分の明確化と周知徹底	○	○
	16-2一人暮らし、高齢者世帯等の粗大ごみ戸別収集の実施	○	○
	16-3一般世帯の粗大ごみ戸別収集(有料)の検討	×	△
	16-4家電リサイクル法への対応	○	○
17 再資源化を民間委託により効率的に進めます	17-1資源化推進の方針	○	○
	17-2ペットボトルの拠点回収の継続・拡大	○	△
	17-3ウエスとペットボトルのステーション回収	○	○
18 安全で効率的な処理処分方針を定めます	18-1焼却施設整備方針	△	△
	18-2粗大ごみ破碎処理・再資源化処理・最終処分の方針	△	△
19 施設整備を計画的に進めます	19-1対象ごみ量・整備規模等の算出	○	○
	19-2整備計画の策定	○	○
20 計画を進めるための条例・制度を整えます	20-1廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例、規則の整備	○	○
21 市民参加を呼びかけ継続的な改善を図ります	21-1計画をチェックする市民参加の体制づくり	○	△
	21-2市民・事業者への実績報告の実施	○	○
	21-3ニーズに合わせた管理運営体制の整備	△	△
	21-4進捗状況のチェック&フィードバックの実施	○	○

凡 例	
実施状況	○ 実施した
	△ 一部実施した
	× 実施しなかった
今後の方針	○ 実施
	△ 実施を検討
	× 実施しない

§ 2 計画編

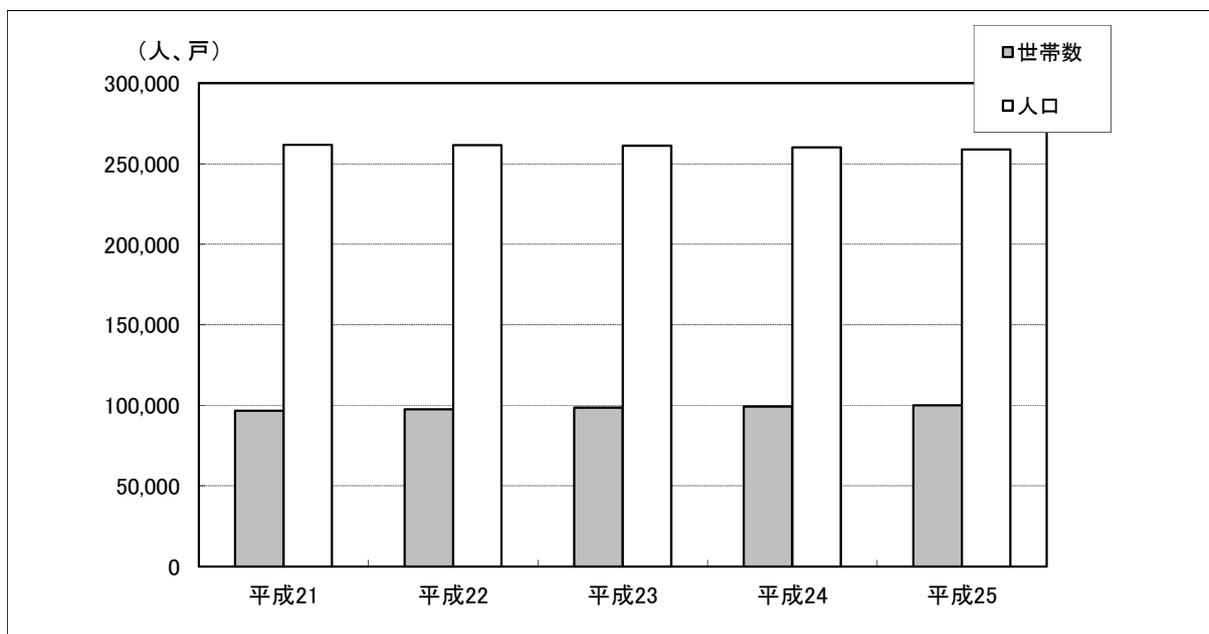
第1章 地域の概要

1. 人口と世帯数の推移

- ◆人口は年々減少しており、平成21年度～平成25年度の間約2,800人の減少となっている。
- ◆世帯数は年々増加しており、平成21年度～平成25年度の間約3,300世帯の増加となっている。

人口と世帯数の推移

年度	世帯数	総数	男	女	1世帯当たり人口	人口密度
	戸	人	人	人	人/戸	人/km ²
平成21	96,667	261,690	129,533	132,157	2.7	1,068
平成22	97,498	261,477	129,447	132,030	2.7	1,067
平成23	98,500	261,129	129,397	131,732	2.7	1,066
平成24	99,212	260,091	128,738	131,353	2.6	1,062
平成25	99,934	258,873	127,951	130,922	2.6	1,057



※各年12月31日現在

出典：富士市統計書（平成25年版） 平成26年3月

第2章 現状と課題

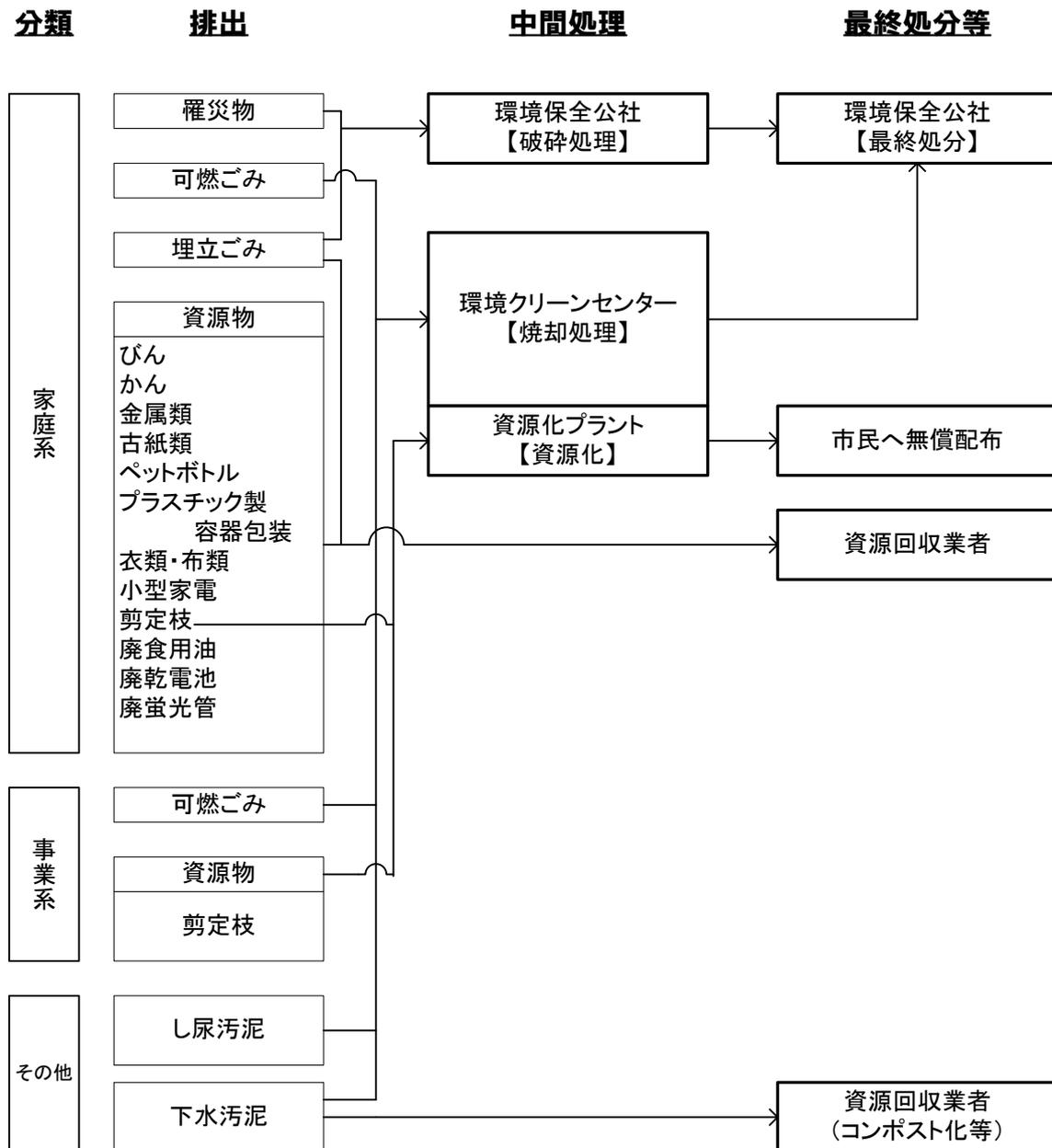
1. ごみ処理事業の経緯

富士市のごみ処理事業に関する出来事を以下に示す。

年月	ごみ処理に係る主な出来事
昭和44年12月	可燃ごみと不燃ごみの2分別収集開始
昭和56年10月	資源ごみ分別収集開始
昭和59年4月	乾電池の分別収集開始
昭和61年9月	第一清掃工場竣工（150t/日×2）※現名称「環境クリーンセンター」
平成4年5月	下水汚泥、し尿汚泥の焼却炉での混焼開始
平成5年9月	かんの指定袋による収集開始
平成6年3月	富士市ごみ処理基本計画策定
平成9年4月	透明袋によるごみ収集、古紙回収を開始
平成11年7月	ペットボトル拠点回収開始
平成12年4月	剪定枝資源化事業開始
平成13年3月	富士市ごみ処理基本計画2000-2014「フジスマートプラン21」策定
平成13年4月	家庭用電気式生ごみ処理機器購入補助金制度導入
平成14年10月	ごみの出前講座開始
平成15年7月	ごみマイスター育成講座開始
平成16年9月	地域生ごみ処理モデル事業開始
平成18年4月	ペットボトル及びその他の紙のステーション回収開始
平成18年10月	白色トレイの拠点回収開始（市内18店舗）
平成19年4月	剪定枝のステーション回収開始
平成20年4月	大型生ごみ処理機購入設置費補助金制度導入
平成20年12月	廃食用油拠点回収開始
平成21年4月	家庭ごみの指定袋制導入
//	プラスチック製容器包装の分別回収開始
平成21年6月	市内一部店舗で自主協定によるレジ袋の無料配布中止
平成22年4月	手動式生ごみ処理機器を補助金の対象に追加
平成22年5月	ダンボールコンポストモニター事業開始
平成22年6月	小学校を拠点とした廃食用油回収事業開始
平成24年4月	燃えるごみの広告入り指定袋の販売開始
//	全まちづくりセンター等を利用した衣類等拠点回収事業開始
//	事業系一般廃棄物の処理料金改定（10kg当たり105円から120円に）
平成24年5月	富士市オリジナルダンボールコンポスト「だっくす食ん太くんNEO」販売開始
平成25年4月	小型家電のステーション回収を開始
平成25年5月	富士市オリジナルごみ分別アプリ「きみもごみ減らし隊」リリース
平成25年7月	ふじのくにダンボールコンポスト研究会設立（富士市、富士宮市、三島市、焼津市）
平成26年4月	協働型古紙回収制度導入（月1回→月2回へ変更）
//	家庭用生ごみ処理機器購入補助金額の上限変更（3万円→1万円に変更）
平成27年3月	富士市ごみ処理基本計画2015-2024策定

2. ごみ処理の流れ

平成 26 年度におけるごみ処理の流れは、下図のとおりである。「可燃ごみ」「し尿汚泥」は全量焼却、「下水汚泥」は一部資源化業者にてコンポスト化などの資源化も実施、「罹災物」「埋立ごみ」は破碎後、焼却・埋立処理している。資源物は資源回収業者に引き渡して資源化しているが、剪定枝についてはチップ化して市民に無償配布している。



ごみ処理の流れ

3. ごみ処理の方法

ごみの種類ごとの処理方法については、下表に示す。

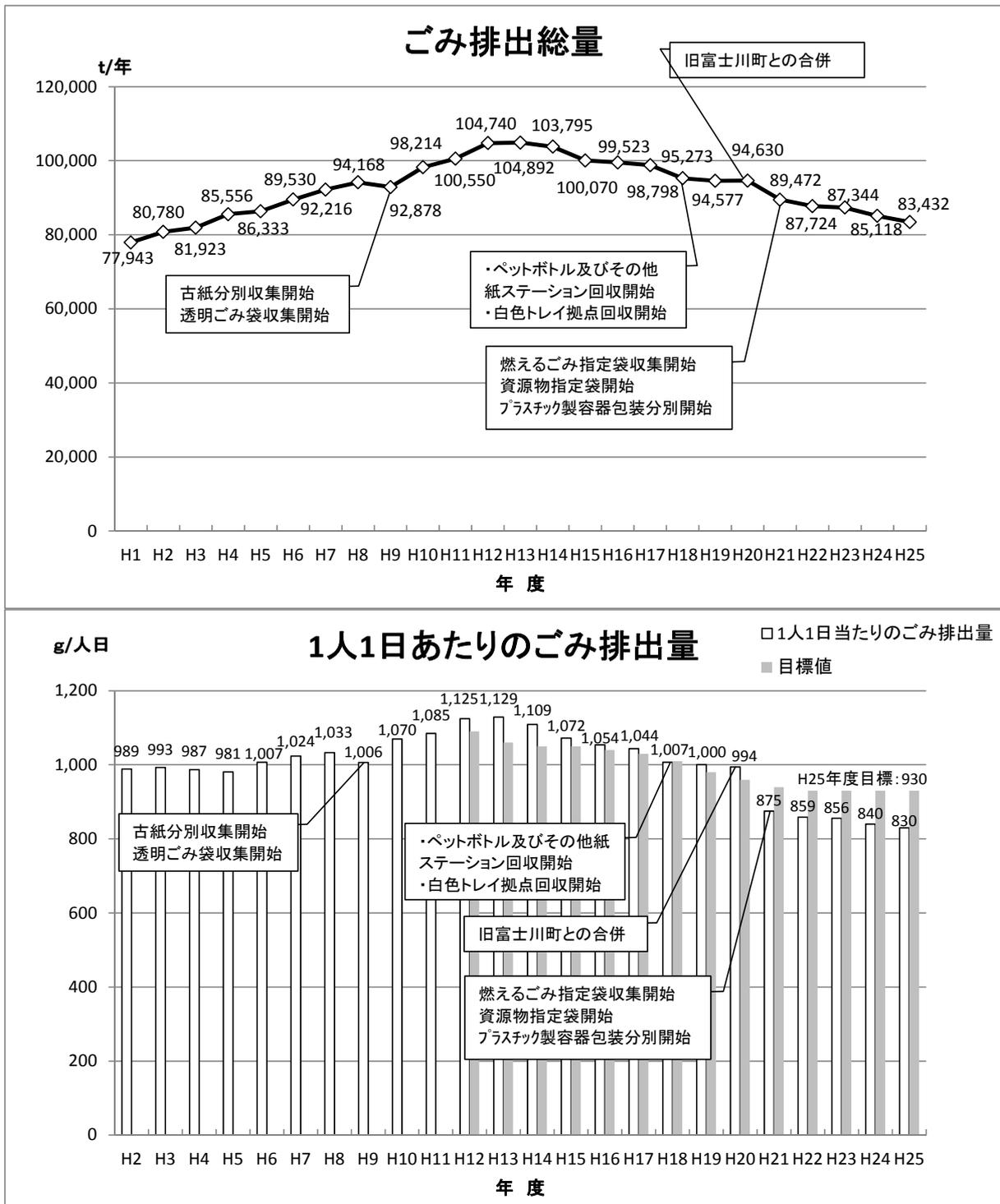
各種類のごみ処理方法

種類	中間処理・最終処分方法等
罹災物	(株) 富士環境保全公社の最終処分場にて埋立処分を行っている。
可燃ごみ	市の環境クリーンセンターにて焼却処理され、その焼却残渣は(株) 富士環境保全公社の最終処分場にて埋立処分を行っている。
埋立ごみ	(株) 富士環境保全公社の最終処分場にて埋立処分を行っている。
びん	市民から排出された各種資源物は、資源回収業者が収集し、それぞれリサイクルしている。
かん	
金属類	
古紙類	
ペットボトル	
プラスチック製 容器包装	
廃乾電池	専門の処理業者によりリサイクルするとともに、水銀は適正に処理されている。
廃蛍光管	
衣類・布類	まちづくりセンターや公共施設・障害者就労支援施設などの拠点にて衣類・布類のほか、バッグ等の小物類などを回収し、国内外で再使用(リユース)したり、フェルトの材料などとしてリサイクルしている。
小型家電	市内の資源物集積所、また、携帯電話や小型ゲーム機などは公共施設に設置した専用の回収ボックスで回収している。回収した物は、再資源化施設にて破碎・選別され、素材としてリサイクルしている。
剪定枝	環境クリーンセンター内の資源化プラントにてチップ化を行い、園芸資材として希望者に無料配布している。
廃食用油	小学校やスーパー、ガソリンスタンドで拠点回収し、市内のリサイクル業者がBDF(バイオディーゼル燃料)として精製し、トラックや重機のディーゼル燃料に使用されている。
し尿汚泥	クリーンセンターききょう(し尿処理施設)からの汚泥を環境クリーンセンターに受入、焼却処理を行っている。
下水汚泥	下水処理場からの汚泥の一部(一部はコンポスト等にリサイクル)を環境クリーンセンターに受入、焼却処理を行っている。

4. ごみ排出量及び再資源化の実績

(1) 一般廃棄物総量

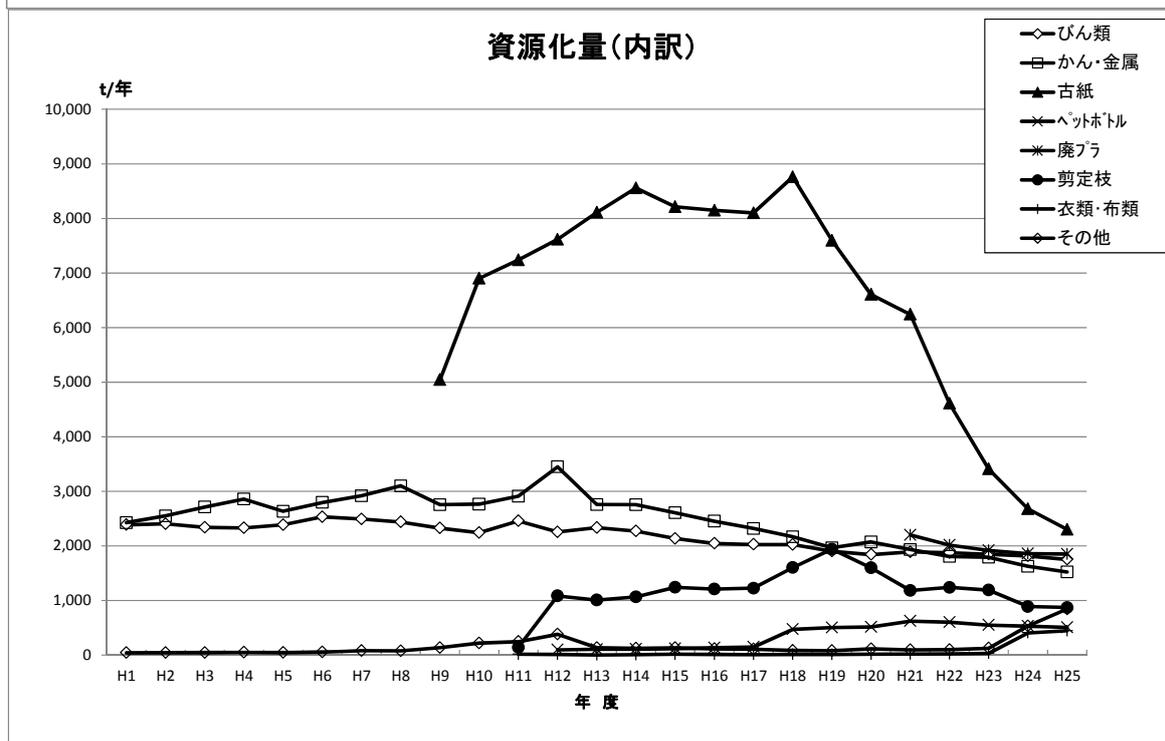
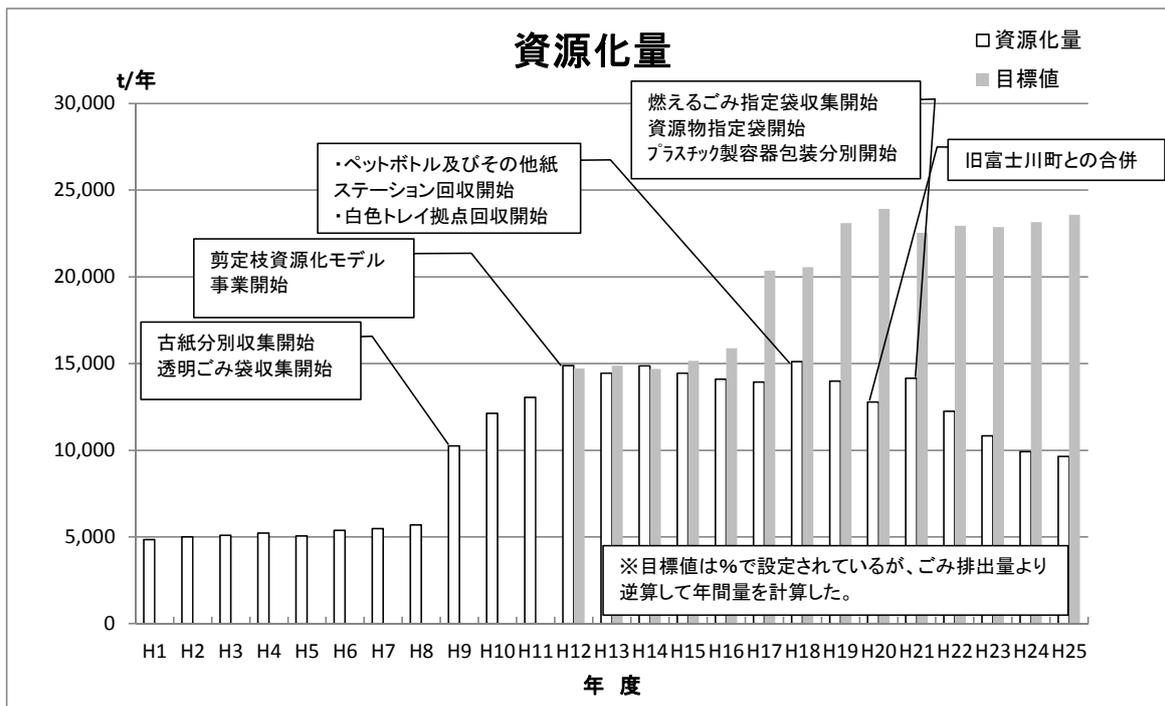
市の「ごみ排出総量」は平成13年度以降、旧富士川町との合併時を除いて減少傾向が続いている。平成22年度より人口は減少してはいるが「1人1日あたりのごみ排出量」（資源物含む）で見てもごみの減量は順調に進んでいる。



※1人1日あたりのごみ排出量のグラフは資源物を含む。

(2) 資源化量

資源化量は、平成9年度以降の古紙分別収集開始により平成12年度までは堅調に増加していたが、古紙収集量増加の鈍化、「びん類」及び「かん・金属」収集量の減少に伴い、平成13年度から平成17年度までは概ね減少傾向となった。その後、平成18年度の「ペットボトル及びその他の紙のステーション回収」や平成21年度の「プラスチック製容器包装の分別回収」などの資源回収施策により、一旦は増加に転じたものの古紙回収量の減少やその他の資源物の伸び悩みがあり、近年は資源化量の減少傾向となっている。



5. ごみ処理の実績・状況（収集運搬、中間処理、最終処分）

（1）収集方法の区分

市内から排出される一般廃棄物を収集する方法には、家庭ごみを市の責任において収集するもの（計画収集）と事業系一般廃棄物を対象として許可業者が収集を行ったり、一時多量ごみや引っ越しごみを環境クリーンセンターへ持ち込んだりするもの（直接搬入）がある。

それぞれのごみには、その区分に応じて収集場所、排出形態、収集頻度などが決められている。

ごみ収集区分

ごみの区分		収集場所	排出形態	収集又は排出頻度	
計画収集	可燃ごみ	ステーション	指定袋 (半透明黄色)	週2回	
	資源物	剪定枝	ステーション (事前申込必要)	麻紐・縄括り	週1回
		プラスチック製容器包装	ステーション	指定袋(透明)	週1回
		びん類	ステーション	コンテナ	月1回
		ペットボトル	ステーション ----- 拠点	ネット	月1回
				回収ボックス	随時
		かん	ステーション	指定袋(透明)	月1回
		金属類	ステーション	そのまま	月1回
		古紙類	ステーション	紙紐括り	月2回
		衣類・布類	拠点	袋	随時
		廃食用油	拠点	密閉容器	随時
	埋立ごみ（粗大、埋立物、 蛍光灯、乾電池）	ステーション	集積所への排出	月1回	
	小型家電製品	ステーション ----- 拠点	そのまま	月1回	
回収ボックス			随時		
直接搬入	可燃ごみ	環境クリーンセンター	車両積込	—	
	剪定枝	環境クリーンセンター	車両積込	—	
	埋立ごみ	環境クリーンセンター	車両積込	—	
	パソコン	環境クリーンセンター	車両積込	—	

(2) ごみ処理の実績

①ごみ排出量

直近5年間のごみ排出量の実績を下表に示す。計画収集量(家庭ごみ)、直接搬入量(持込ごみ)ともに減少しているが、埋立ごみ、資源物、汚泥(し尿、下水)の減少が主たる理由となっている。

特に、資源物(古紙類)が民間回収ルート of 拡大により平成21年度比で約4,000tの大幅減となっている。

ごみ排出量の実績

項目	単位	年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口	人	261,573	261,335	260,559	259,339	258,241
計画収集(家庭ごみ)	t/年	61,607	59,897	59,543	58,099	57,229
可燃ごみ	t/年	45,942	46,130	47,199	46,625	46,152
埋立ごみ	t/年	2,247	2,326	2,456	2,151	1,853
罹災物	t/年	419	406	239	297	470
資源物	t/年	12,999	11,035	9,649	9,026	8,754
びん	t/年	1,889	1,875	1,847	1,814	1,752
かん	t/年	815	777	718	690	671
金属類	t/年	1,118	1,029	1,074	936	851
古紙類	t/年	6,240	4,609	3,408	2,677	2,301
ペットボトル	t/年	620	601	547	529	506
プラスチック製容器包装	t/年	2,199	2,015	1,916	1,857	1,849
ウエス	t/年	17	20	29		
衣類・布類	t/年				405	443
白色トレイ	t/年	2	1	1		
剪定枝	t/年	91	99	96	65	66
廃食用油	t/年	8	9	13	18	20
小型家電	t/年				35	295
直接搬入(持込ごみ)	t/年	27,865	27,827	27,801	27,019	26,203
可燃ごみ	t/年	26,774	26,687	26,707	26,195	25,399
許可業者	t/年	21,196	21,356	21,288	21,253	21,046
し尿汚泥	t/年	1,926	1,906	1,838	1,745	1,509
下水汚泥	t/年	3,652	3,425	3,581	3,197	2,844
資源物	t/年	1,091	1,140	1,094	824	804
剪定枝	t/年	1,091	1,140	1,094	824	804
合計	t/年	89,472	87,724	87,344	85,118	83,432

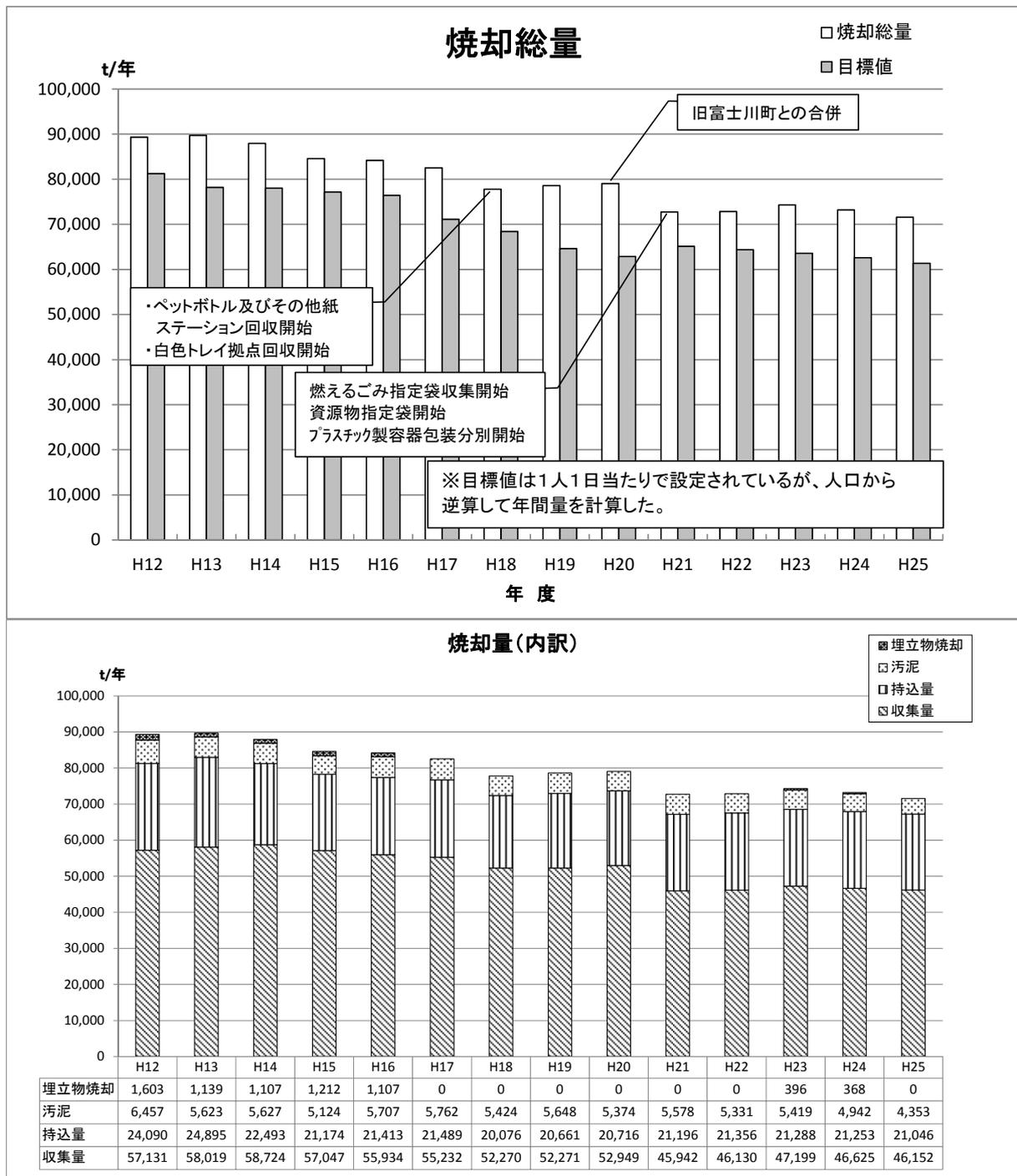
※人口は各年度末(3月31日)の数値。

例:平成21年度の人口は平成22年3月31日時点の数値。

※平成24年度から白色トレイはプラスチック製容器包装として収集している。

②焼却総量

ごみの「焼却総量」は、平成21年度までは概ね減少していたが、近年は横ばいの傾向となっている。「焼却量(内訳)」を見ると、平成15年度頃から持込量(許可業者分)だけがほとんど減少せず横ばいとなっている。



第3章 基本計画

第1節 計画の目標

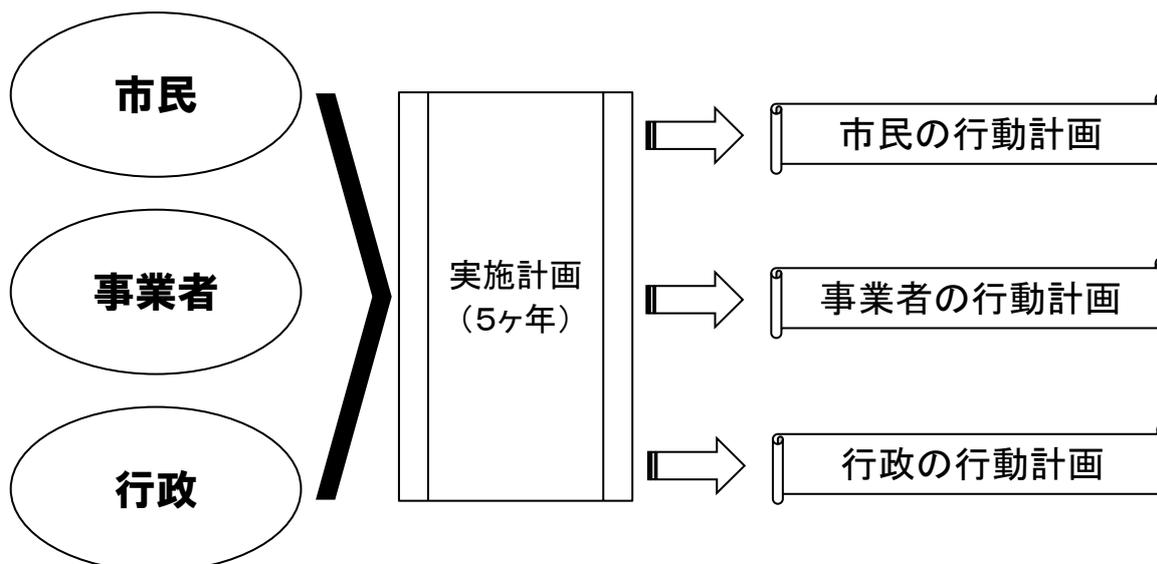
1. 目標の設定方針

富士市ごみ処理基本計画 2015-2024 目標設定方針
◇ 市民にわかりやすいものとする
◇ 計算が比較的容易にできる定量的な目標値を定める
◇ 他都市や国が一般に公表している数値データと同様のものとし、他都市との比較がしやすいものとする
◇ 市民と事業者がそれぞれ取り組むべき課題を示す

目標の指標
目標指標1：家庭系ごみ1人1日当たり排出量 [g/人日] (資源物除く) 家庭系ごみ量÷人口÷365 (366) 日
目標指標2：資源化率 [%] 資源化量÷(家庭系ごみ量+事業系ごみ量)
目標指標3：1人1日当たり焼却量 [g/人日] (家庭系可燃ごみ量+事業系可燃ごみ量)÷人口÷365 (366) 日
目標指標4：事業系ごみ量 [t/年] (資源物除く)

※焼却灰の資源化量、し尿汚泥・下水汚泥、罹災物は目標値計算から除く

【各主体の行動計画を以下の通り策定する】



目標を達成するために

2. 目標値

目標設定方針を踏まえ、目標値を以下に設定する。

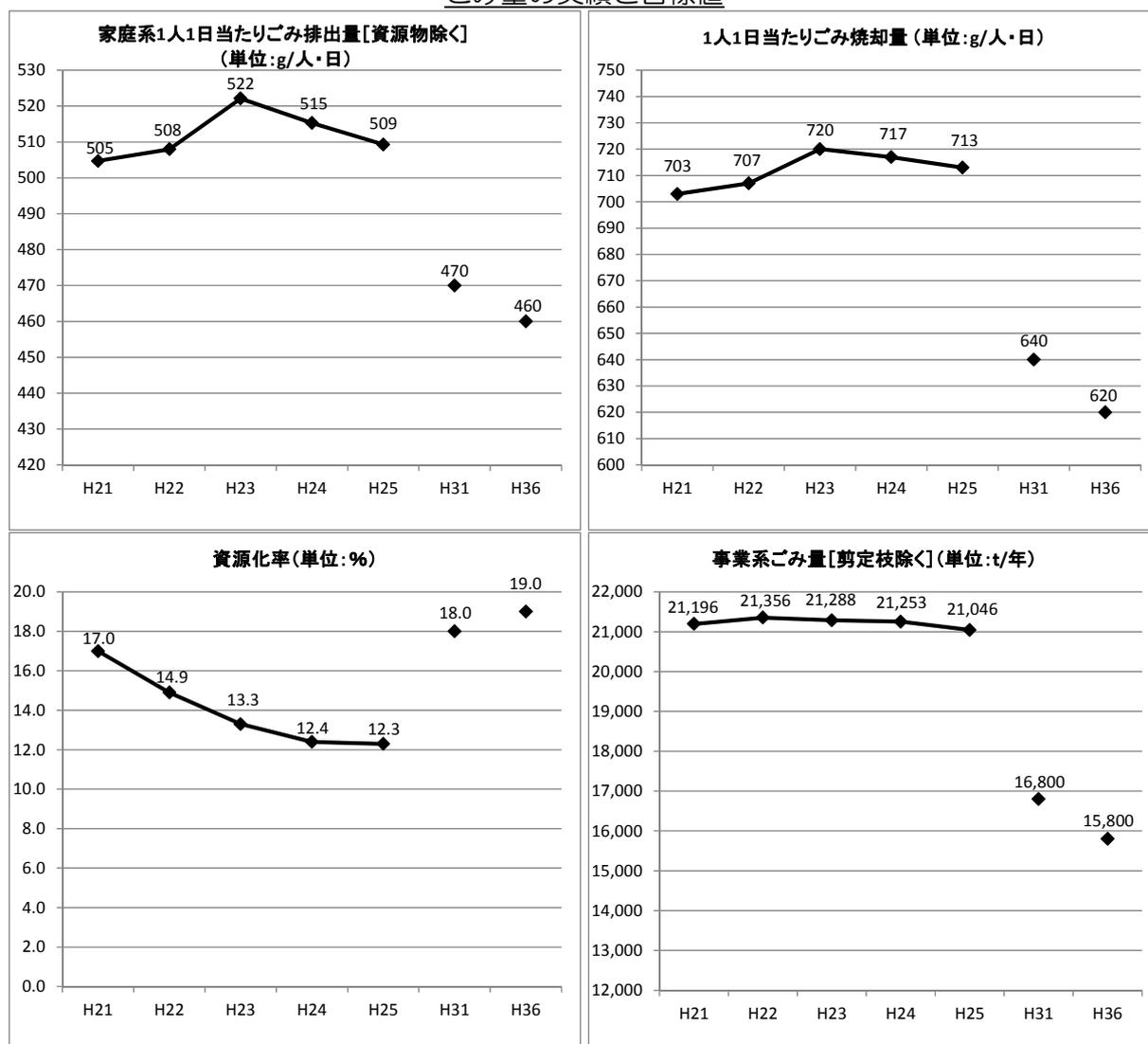
年度		実績値		目標値	
		平成 25 年度 【2013】	平成 31 年度 【2019】	平成 36 年度 【2024】	
想定人口	人	258,241	251,960	244,361	
家庭系ごみ 1 人 1 日当たり 排出量（資源物除く）	g/人日	509	470	460	
資源化率	%	12.3	18.0	19.0	
1 人 1 日当たり焼却量 （家庭系＋事業系）	g/人日	713	640	620	
事業系ごみ量（剪定枝除く）	t/年	21,046	16,800	15,800	

※平成 31 年度の想定人口は平成 32 年 4 月 1 日の予測値を年度末の人口としている。

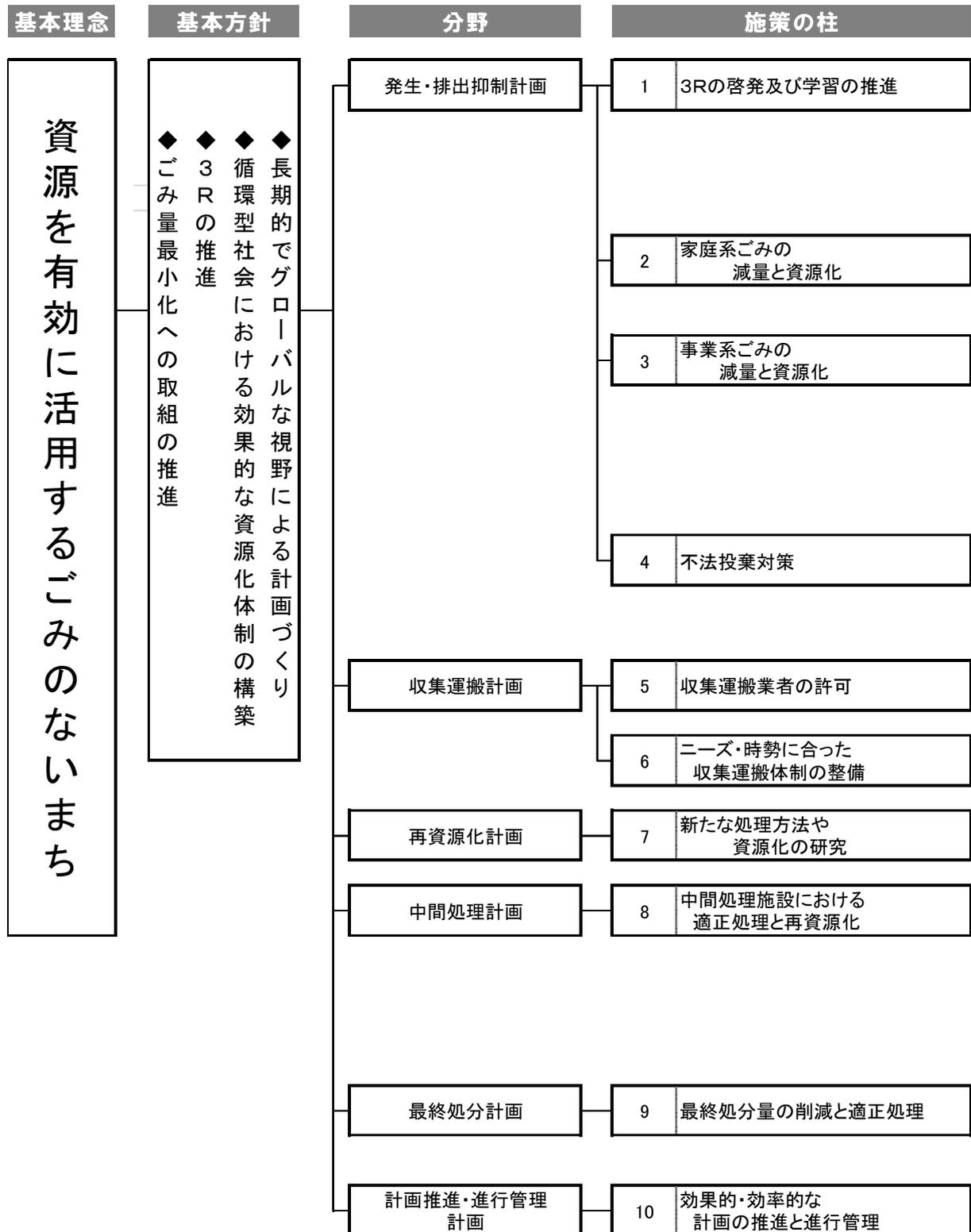
※平成 36 年度の想定人口は平成 37 年 4 月 1 日の予測値を年度末の人口としている。

※焼却灰の資源化量、し尿汚泥・下水汚泥、罹災物は目標値計算から除く

ごみ量の実績と目標値



第2節 計画の体系



基本理念、基本方針及び施策の柱

施策の柱		施策の詳細
1	3Rの啓発及び学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域を軸とした減量啓発・指導 ② さまざまなメディア・ツールの活用 ③ 教育機関との連携 ④ 市民団体との連携・活動支援 ⑤ 各種団体、他の行政機関との連携 ⑥ 各種イベントによる啓発 ⑦ 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施
2	家庭系ごみの減量と資源化	<ul style="list-style-type: none"> ① 資源物の分別徹底 ② 生ごみの減量と自家処理の推進 ③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備 ④ ごみ処理有料化の検討
3	事業系ごみの減量と資源化	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定袋の導入 ② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導 ③ 焼却施設での搬入検査強化 ④ 生ごみ資源化の推進 ⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施 ⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設 ⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施 ⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し
4	不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 不法投棄監視の強化 ② 関係機関や隣接市町との連携強化 ③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進 ④ 不法投棄廃棄物の処理
5	収集運搬業者の許可	<ul style="list-style-type: none"> ① 収集運搬業のあり方 ② 収集運搬業の新規許可の方向性
6	ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 効率的な収集運搬体制の検討・整備 ② 超高齢社会に対応した収集体制の検討
7	新たな処理方法や資源化の研究	<ul style="list-style-type: none"> ① 新たな処理方法や資源化の研究
8	中間処理施設における適正処理と再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境負荷を抑えた処理施設の運転 ② 新たな中間処理施設の整備・運転 ③ 剪定枝資源化の継続実施 ④ 災害廃棄物の処理 ⑤ 他の自治体との連携 ⑥ 適正処理困難物の取扱 ⑦ 中間処理業に関する許可
9	最終処分量の削減と適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ① 焼却灰の資源化の検討・実施 ② 富士環境保全公社への処理委託 ③ 次期最終処分場の検討・整備
10	効果的・効率的な計画の推進と進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理 ② 市民が参画する計画推進 ③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備 ④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討

施策の柱と施策の詳細

第3節 個別計画

1. 発生・排出抑制計画

§1	3Rの啓発及び学習の推進
①	<p>地域を軸とした減量啓発・指導 地域を軸としたごみ減量推進体制を整え、地域ぐるみでごみ減量に取り組むことができる環境を整備する。</p>
②	<p>さまざまなメディア・ツールの活用 さまざまなメディアや時代に合ったツールを活用し、ごみ減量の啓発やごみ処理施策の広報を行う。</p>
③	<p>教育機関との連携 小学校・中学校等の教育機関と連携をとり、ごみ減量に関する出前講座などを開催し、ごみや環境に対する意識の醸成を図る。</p>
④	<p>市民団体との連携・活動支援 環境啓発などを行う市民団体と連携をとり、効果的な啓発や学習活動を実施するとともに、活動を支援する。</p>
⑤	<p>各種団体、他の行政機関との連携 事業所の団体や他の自治体と連携した効果的な啓発・学習事業を実施する。</p>
⑥	<p>各種イベントによる啓発 各種イベントへの出展などを継続的に実施し、効果的なごみ減量啓発を実施する。</p>
⑦	<p>啓発・学習拠点の整備と効果的・効率的な運営方法の検討・実施 啓発・学習活動を常時実施できる拠点を整備し、効果的・効率的な運営方法を検討・実施する。</p>

§2 家庭系ごみの減量と資源化

① 資源物の分別徹底

【古紙】

再生不適物として可燃ごみにしている感熱紙やシール、アルミ加工紙などをその他の紙として収集することにより、可燃ごみの減量を図る。また、指定袋による排出を可能とし、分別の徹底を図る。

【衣類・布類】

拠点回収を実施している衣類・布類について、指定袋による月1回のステーション回収を並行して実施し、収集量増加と可燃ごみへの混入率低下を図る。また、布団類を回収対象に加える。

【プラスチック製容器包装】

住民説明会や各種啓発メディアを通じて分別徹底を呼びかける。

② 生ごみの減量と自家処理の推進

生ごみの水切りやエコクッキングの推進などによる生ごみの減量、ダンボールコンポストや生ごみ処理機器などによる生ごみの自家処理推進などにより、可燃ごみの4割を占める生ごみの減量と資源化を図る。

③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備

不用品リユース・リサイクル拠点について検討・整備し、家具などの耐久消費財の再利用を促進してごみ減量を図るとともに、市民の「もったいない」意識を醸成する。

④ ごみ処理有料化の検討

可燃ごみ減量施策の成果を注視し、ごみ減量効果が十分でないときは、ごみ処理有料化を検討・実施する。

§3 事業系ごみの減量と資源化

- ① 指定袋の導入
排出事業所の責任明確化と分別徹底、他自治体のごみの搬入防止を図るため、指定袋を導入する。
- ② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導
許可業者が搬入するごみの中には再生可能な紙類や廃プラスチック（産業廃棄物）が混入しているため、分別の徹底を啓発・指導する。
- ③ 焼却施設への搬入検査強化
許可業者がルールを守り適正にごみを搬入しているかを厳正にチェックするため、搬入検査体制を強化する。
- ④ 生ごみ資源化の推進
スーパーや飲食店など生ごみが多量に排出される事業所に対し、大型生ごみ処理機の導入を促進する。また、民間事業者による生ごみ資源化施設の活用など、事業系生ごみのリサイクルルートの研究を行う。
- ⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施
事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱に基づき、対象事業所への訪問指導等を実施し、ごみ減量を図る。
- ⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設
少量排出事業所が適正に処理費用を負担するごみの排出制度を創設し、公平な費用負担を図る。
- ⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施
生ごみ等の可燃ごみが多い飲食店などを中心にスマートショップ認定を進め、継続的なごみ減量指導を実施する。
- ⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し
税制改正時やごみ減量施策の効果が見られないときは、ごみ処理料金の見直しを検討する。

§ 4	不法投棄対策
------------	---------------

① 不法投棄監視の強化

職員による不法投棄監視パトロールのほか、各地区から選出され市の委嘱を受けた不法投棄監視パトロール隊と協力し、山間部や河川敷、海岸等の不法投棄の未然防止を図る。

② 関係機関や隣接市町との連携強化

不法投棄対策では、警察や県と連携し、情報の共有に努めるほか、隣接する自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止対策の強化を図る。

③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進

自己所有地及び管理地に不法投棄されないように、不法投棄禁止の看板を配布するほか、清潔の保持を呼びかけ、柵の設置など防止対策の実施を促す。

④ 不法投棄廃棄物の処理

不法投棄がされた場合、投棄者に適正処理を指導する。投棄者が判明しない場合には、その土地の所有者・管理者に処理責任が及ぶため、所有者・管理者に適正処理を指導する。

2. 収集運搬計画

§ 5	収集運搬業者の許可
①	収集運搬業のあり方 事業系一般廃棄物収集運搬については、一般廃棄物収集運搬許可業者が担うことを原則とする。
②	収集運搬業の新規許可の方向性 事業系一般廃棄物の発生量の増加が見込まれず、現在の収集運搬業者の能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わないこととする。ただし、リサイクルの促進など循環型社会形成の観点から必要と認められた場合は、この限りではない。

§ 6	ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備
①	効率的な収集運搬体制の検討・整備 直営収集の段階的な民間委託への切り替え、家庭系ごみ直接持ち込み数の抑制、集積所数や収集ルートの見直しなど、効率的な収集体制を検討・整備する。
②	超高齢社会に対応した収集体制の検討 高齢社会の進展によるごみ排出困難世帯の増加に対応できる収集運搬体制を検討・実施する。

3. 再資源化計画

§ 7	新たなごみ処理方法や資源化の研究
①	新たな処理方法や資源化の研究 技術の進展や新たな需要の発生により可能となるごみの資源化を研究し、費用対効果を考慮しながら実施を検討する。

4. 中間処理計画

§ 8	中間処理施設における適正処理と再資源化
①	環境負荷を抑えた処理施設の運転 現施設は竣工から 28 年が経過しているが、規制値をクリアした適正な運転管理を行う。
②	新たな中間処理施設の整備・運転 循環型社会の形成に資するよう、廃棄物の適正処理と再資源化のための新中間処理施設を「新環境クリーンセンター施設整備基本計画（平成 25 年 1 月策定）」の基本理念に基づき整備・運転する。
③	剪定枝資源化の継続実施 平成 12 年からモデル事業として実施している剪定枝の資源化については、可燃ごみの減量や資源化促進のため、新施設でも継続して実施する。
④	災害廃棄物の処理 台風、洪水、地震等災害時のごみ処理について必要な処理体制、処理方法などの計画を策定する。
⑤	他の自治体との連携 資源の循環利用、大規模災害時の対応など、本市だけでは解決できない問題については、近隣市町のほか、国及び県とも連携して取組を検討する。
⑥	適正処理困難物の取扱 国の指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品、及び本市処理施設では処理が困難な物については受け入れない。
⑦	中間処理業に関する許可 一般廃棄物の中間処理業に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わないものとする。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が再利用・再生利用されることが確実にあると本市が認める場合については、必要に応じて検討する。

5. 最終処分計画

§ 9	最終処分量の削減と適正処理
①	<p>焼却灰の資源化の検討・実施 最終処分量を抑えるため、焼却灰の資源化（セメント原料化、焼成処理による路盤材化等）を検討・実施する。</p>
②	<p>富士環境保全公社への処理委託 最終処分が必要な廃棄物は、（株）富士環境保全公社への処理委託を継続し適正に処分する。</p>
③	<p>次期最終処分場の検討・整備 次期最終処分場は（株）富士環境保全公社が整備する。整備に当たっては、（株）富士環境保全公社と市及び関係者が協議・検討する。</p>

6. 計画推進・進行管理計画

§ 10	効果的・効率的な計画の推進と進行管理
①	<p>廃棄物減量化等推進審議会による進行管理 学識経験者や各種団体の代表、市民公募委員などで構成する廃棄物減量化等推進審議会によるチェックを行う。</p>
②	<p>市民が参画する計画推進 計画を推進する具体的施策の実施に当たり、世論調査や懇話会の実施など、市民参画を実現する。</p>
③	<p>条例・規則・要綱等の見直しと整備 計画を推進するに当たり、必要な例規の見直しや整備を行う。</p>
④	<p>計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討 効果的・効率的な計画推進を実施できる組織体制を検討する。</p>

第4節 スケジュール

	施策の詳細	年度										
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
3R 学習の啓 進及び	① 地域を軸とした減量啓発・指導											→
	② さまざまなメディア・ツールの活用											→
	③ 教育機関との連携											→
	④ 市民団体との連携・活動支援											→
	⑤ 各種団体、他の行政機関との連携											→
	⑥ 各種イベントによる啓発											→
	⑦ 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
減家庭系 資源ご み化の	① 資源物の分別徹底											→
	② 生ごみの減量と自家処理の推進											→
	③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
	④ ごみ処理有料化の検討	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
減事業系 資源ご み化の	① 指定袋の導入											→
	② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導											→
	③ 焼却施設での搬入検査強化											→
	④ 生ごみ資源化の推進											→
	⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施											→
	⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設											→
	⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施											→
	⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し				-	-	-	-	-	-	-	→
不法投 棄対 策	① 不法投棄監視の強化											→
	② 関係機関や隣接市町との連携強化											→
	③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進											→
	④ 不法投棄廃棄物の処理											→
許可	① 収集運搬業のあり方											→
	② 収集運搬業の新規許可の方向性											→
収集 体制	① 効率的な収集運搬体制の検討・整備											→
	② 超高齢社会に対応した収集体制の検討											→
資源化	① 新たな処理方法や資源化の研究											→
中間 処理	① 環境負荷を抑えた処理施設の運転											→
	② 新たな中間処理施設の整備・運転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
	③ 剪定枝資源化の継続実施											→
	④ 災害廃棄物の処理											→
	⑤ 他の自治体との連携											→
	⑥ 適正処理困難物の取扱											→
	⑦ 中間処理業に関する許可											→
処最 分終	① 焼却灰の資源化の検討・実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
	② 富士環境保全公社への処理委託											→
	③ 次期最終処分場の検討・整備											→
進計 行画 管推 理進	① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理											→
	② 市民が参画する計画推進											→
	③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備											→
	④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討											→

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。

富士市ごみ処理基本計画 2015－2024

概要版

発行 平成 27 年 4 月

発行者 富士市環境部廃棄物対策課

静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地

TEL 0545-55-2769 FAX 0545-51-0522

ka-haikibutu@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市行政資料登録番号

27－3